

山口市が発注する建設工事の競争入札参加基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市競争入札実施要綱（以下「入札要綱」という。）第6条第3項及び第16条の規定により、山口市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の適正な執行を確保するため、条件付一般競争入札の参加資格要件又は指名競争入札の指名選定に関する基準（以下「参加基準」という。）を定めるものとする。

(参加基準)

第2条 格付業種（山口市建設工事業者格付等級要領に定める対象業種をいう。以下同じ。）の参加基準は、別表第1に定めるところによる。

2 格付業種以外の参加基準は、工事の規模、難易度、経営事項審査結果、工事实績、別表第1に定める基準等により設定する。

(上位及び下位等級業者から参加させる場合の取扱い)

第3条 上位及び下位等級業者から参加させる場合は、別表第2に掲げるとおりとし、指名競争入札による場合は、入札要綱別表第2の当該設計金額に対応する標準指名業者数の2分の1を超えてはならない。

(特別な事情がある場合の取扱い)

第4条 緊急、災害、特殊その他特別な事情があるときは、前2条の規定によらないことができる。

(参加基準の変更)

第5条 市長は、参加基準の変更をするときは、あらかじめ山口市入札制度等検討委員会に諮るものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月17日から施行し、平成26年4月1日以降に履行を伴う契約から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）**1 格付業種****(1) 土木一式工事**

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
4, 0 0 0 万円以上	1 等級	1, 0 0 0 点以上
1, 5 0 0 万円以上 4, 0 0 0 万円未満	2 等級	9 9 9 点以下 8 0 0 点以上
1, 5 0 0 万円未満	3 等級	7 9 9 点以下

(2) 建築一式工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
5, 0 0 0 万円以上	1 等級	1, 0 0 0 点以上
2, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	2 等級	9 9 9 点以下 8 0 0 点以上
2, 0 0 0 万円未満	3 等級	7 9 9 点以下

(3) 電気工事及び管工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
2, 5 0 0 万円以上	1 等級	8 0 0 点以上
2, 5 0 0 万円未満	2 等級	7 9 9 点以下

(4) 造園工事

設計金額	等級の基準	総合評定値の基準
7 0 0 万円以上	1 等級	8 7 0 点以上
7 0 0 万円未満	2 等級	8 6 9 点以下

2 格付業種以外の業種

設計金額	総合評定値の基準
1 億円以上	7 5 0 点以上
5, 0 0 0 万円以上 1 億円未満	6 5 0 点以上
2, 0 0 0 万円以上 5, 0 0 0 万円未満	5 5 0 点以上
5 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満	4 5 0 点以上
5 0 0 万円未満	3 0 0 点以上

備考

- 格付業種における等級に係る参加基準は、工事業種ごとに、この表に掲げる設計金額に応じ、それぞれ等級の基準の欄に定めるところによる。この場合において、市内に主たる営業所を有しない者に係る参加基準は、総合評定値の基準の欄に定めるところによる。
- 格付業種以外の業種について、市内に主たる営業所を有する許可業者で、過去の工事成績が良好であったものを指名競争入札で指名する場合は、当該許可業者の総合評定値に対応する左欄に掲げる設計金額を 5 割以下の範囲内で増額した額に読み替えて適用することができる。
- この表における「総合評定値」とは、建設業法第 27 条の 23 に定める経営事項審査により算定された総合評定値をいう。

別表第2（第3条関係）

1 等級業者を2 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設計金額
土木一式工事	2, 0 0 0 万円以上
建築一式工事	2, 0 0 0 万円以上
電気工事及び管工事	5 0 0 万円以上
造園工事	4 0 0 万円以上

2 等級業者を1 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設計金額
土木一式工事	6, 0 0 0 万円未満
建築一式工事	1 億 5, 0 0 0 万円未満
電気工事及び管工事	5, 0 0 0 万円未満
造園工事	5, 0 0 0 万円未満

2 等級業者を3 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設計金額
土木一式工事	1, 0 0 0 万円以上
建築一式工事	2, 0 0 0 万円未満

3 等級業者を2 等級工事へ参加させる場合の設計金額の範囲

工 事 区 分	設計金額
土木一式工事	2, 5 0 0 万円未満
建築一式工事	5, 0 0 0 万円未満

ただし、建築一式工事においては、格付点数が7 0 0 点以上とする。